

著作者が持つ人格的な権利

【物語編_導入部】

香澄の部屋。夜。

香澄がPCで動画を編集中。

伸びをしながら。

香澄「ふう～、完成！ 最後の部分は苦労したけど、うまくできた～。」

PCを操作しながら（PCアプリ版のLIMEを操作）。

香澄「せっかくだから、葵と直哉には公開前に見てもらおうと。」

LIMEでのやりとり。香澄、文章をタイプ。そこにLIMEの画面を合成。

・香澄「こんなの作ってみたよ～。どう？」

葵と直哉にLIMEで動画を共有する。

お茶を飲んでひと息ついていると、すぐに二人から返信がくる。

・葵「すごーい！これいいね。」+拍手のスタンプ。

・直哉「これ、面白いね！編集頑張ったね！！」+笑顔のスタンプ。

香澄、笑顔で二人に返信する。

・香澄「二人ともありがとう～。苦労した甲斐があったよ。じゃあ、疲れたから寝る～。」+おやすみのスタンプ。

【物語編_展開部_著作者人格権】

葵の部屋。夜。

葵、スマホで香澄からのメールを受け取り、URLをクリックして動画を再生する。

笑顔で返信する。LIMEでのやりとり。

・葵「すごーい！これいいね。」+拍手のスタンプ。

送った後、何かを思いついたように。

葵「この動画、最後にオチを作った方がもっと良くなるんじゃないかな・・・試してみよっと。」

葵、スマホを操作して編集を始める。

～時間経過～

翌日。

葵の部屋。昼。

葵、出先から帰ってくる。荷物を置いてスマホをいじる。思い出したように。

葵「そういえば、昨日作った動画を送ってなかったなあ。香澄に見てもらおうと。」

香澄にLIMEで動画を送る。

LIMEでのやりとり。

・葵「昨日の動画、ちょっと変えてみたよ～。こっちの方が良くない？」

香澄の部屋。昼。

香澄がPCで調べ物をしている時に葵からのLIMEが到着。

PCアプリのLIME上に葵の投稿。

動画を確認する香澄。

香澄「あちゃ～、この内容だと私の意図が伝わらないよ。なんで勝手に変えちゃうかな～。見せなきゃ良かったな・・・」

香澄、返信せず不満げな表情のままPCを凝視。

再び葵の部屋。昼。

葵、本を読みながら徐にスマホでLIMEを確認する。

既読になっているのに香澄から返信がない。不安な表情になる。

葵「おっかしいな～。既読スルーなんて香澄らしくない・・・」

考え込む表情。

葵「もしかして、修正したのまずかったかな？」

【解説編】

香澄と葵の部屋。香澄は怒り気味、葵は困惑気味の表情。昼。

天の声「葵さん、既読スルーはモヤモヤしますよね。なぜ、返信がないか、心当たりはありますか？」

葵、困惑しながら。

葵「うーん・・・香澄はいつも返信くれるのでなんでだろうって・・・送った動画が原因なんだろうなとは思いますが・・・」

天の声「香澄さん、葵さんが修正した動画を見てどう思いましたか？」

香澄、少し不機嫌そうに。

香澄「私の意図とは違うなって思いました。葵が、もっと面白くしようと思ってやってくれたのは分かってるんですけど・・・だから、ちょっとモヤモヤしています。」

天の声「二人ともそれぞれ意図はあるのですが、それがズレてしまったのですね。では、何が問題なのか解説しましょう。二人とも、著作権人格権って知っていますか？」

葵、考え込みながら。

葵「著作権人格権・・・ですか？ いえ・・・よく分かりません。」

香澄「確か、著作権のことですよ。」

天の声「そうです。著作権は、大きく分けると著作権人格権と著作財産権に分類されます。著作財産権としては、勝手にコピーされない権利である複製権が有名です。そして、著作財産権とは別に、著作権には作者の精神的な側面を守る人格的な権利があります。これを著作権人格権と言います。」

葵「精神的な側面を守る、ですか。抽象的ですね・・・」

天の声「今回、香澄さんが作った動画を葵さんが修正しました。葵さんは良かれと思って修正したんですよ。」

葵「はい。その方がウケが良くなるかなと思って。ただ・・・余計なことしちゃったのかな。」

天の声「それがいけなかったのです。動画にはそれを作った人の考えや思いが入っています。著作権人格権とは、そのような作者の人格的な側面を守るための権利です。今回、葵さんが香澄さんの作った動画を勝手に修正してしまいましたが、それは同一性保持権の侵害にあたる行為なのです。同一性保持権とは、著作物を無断で改変されない権利です。」

香澄「確かに。私のモヤモヤは、勝手に修正されたものを見て、動画への思い入れを否定された感じがしたからかも。」

天の声「今回は個人間でのやり取りに留まっていますが、同一性保持権を侵害してしまったことにより変わりありません。今後はそのような行為をしないように気を付けましょう。」

葵、バツが悪そうに。

葵「はい。わかりました。香澄、ごめんね。」

香澄、にっこりと頷いて。

香澄「うん。こっちこそ、既読スルーしちゃってごめん。」

天の声「著作財産権は権利の譲渡ができますが、著作者人格権は譲渡できません。著作者人格権は、著作者のみに認められた権利です。著作物の利用の際には、著作者人格権を侵害する行為はしないよう、十分に気を付ける必要があります。」

香澄、関心が湧いて

香澄「著作者人格権には、他にはどのような権利があるのですか？」

天の声「公表権と氏名表示権があります。公表権は、著作物を勝手に公表されない権利。氏名表示権は、著作物に著作者の表記を行うか行なわないか、行うとするとどのような表記にするかを定めることのできる権利です。」

香澄「なるほど。いつ、どのように公表するかは著作者だけが持つ人格的な権利なんですね。」

天の声「はい。そうです。今回の作品については未公表ですので、もしも葵さんが勝手にどこかに公表していたら、公表権の侵害にもなっていました。」

葵、かぶりを振って。

葵「いやいや～、流石に香澄の許可なく勝手に公表しようとは思わないですよ～。でも、今はSNSとかですぐにアップロードできちゃうので、注意しないとイケないですね。」

天の声「はい、そうですね。SNSなどは気軽にできる分、意識が薄れがちです。しっかり注意してください。さて、次は氏名表示権です。例えば、著作物を公表する際に、本名を出したい人、ペンネーム等にしたい人、名前を出して欲しくない人、などがいます。香澄さんはこの動画をどのような名前で公開しようと思っていましたか？」

香澄「私はこれまでと同じように、カタカナ表記のカスミンであげようと思っていました。」

天の声「はい。このように、氏名表示権とは、著作者である香澄さんの希望に沿って、著作物に氏名を表示できる権利なのです。」

香澄、納得顔で

香澄、葵「なるほど。」

天の声「それから、最後にもう一点。著作権法には侵害行為についても定められているのですが、著作者人格権については、『著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。』という規定があります。これは「名誉声望保持権」の侵害とされています。」

葵、混乱顔で。

葵「名誉を侵害する行為って、例えばどんな行為ですか？」

天の声「はい。ある漫画家さんが依頼されて描いた似顔絵を、本人の意図しないところで政治的、あるいは思想信条に賛同する人として利用された例があります。著作者の名誉又は声望を害するものとして、裁判所に名誉声望保持権の侵害だと認められました。

このように、著作者の意図に反する利用を行ってははいけません。著作者の人格、つまり精神的な側面を大切にすることが、この著作者人格権の趣旨なのです。」

葵「今回は著作者である香澄の許可を受けずに修正しちゃったからいけなかったんですね。」

香澄、思い出したように。

香澄「それなんだけどね、冷静になって考えてみると、私の意図とは違うけど、葵が修正した動画も面白かったのよね。二つともアップしてフォロワーの反応みてみようか？」

葵「え、本当？ いいの？」

香澄、天の声に確認するように見上げて。

香澄「著作者である私がオッケーなら問題ないですよ？」

天の声「はい。著作者の許諾があれば、修正や改変は当然可能です。ここでは詳しい説明はしませんが、権利関係が気になる場合には、著作財産権の二次的著作物を作成する権利についても調べてくださいね。」

二人とも笑顔で。

香澄、葵「はい。わかりました！」